

デイサービスセンター神戸垂水ちどり 重要事項説明書 2024（令和6）.4/1改訂

当施設は介護保険の指定を受けています
（神戸市指定 2870804149号）

あなた（またはあなたの家族、利用者代理人）が利用しようと考えている第1号通所事業・介護予防通所型サービスまたは通所介護（以下、「通所介護等」という）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、介護保険法及び関係法令に基づき、通所介護サービス契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 通所介護等を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会
代表者氏名	理事長 濱田 和則
本社所在地 （連絡先）	大阪府門真市北島町12番20号 072（881）8202

2 ご利用者への通所介護等を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター神戸垂水ちどり
指定事業者番号	神戸市指定
事業所所在地	兵庫県神戸市垂水区高丸6丁目7-2
連絡先 相談担当者名	事業責任者 管理者 吉川 貴与
通常の実施地域	神戸市垂水区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要支援者または要介護者（以下、「要介護者等」という）の心身の状況、置かれている環境に応じて通所介護等サービスを提供し、自宅において自立した日常生活を送れるよう援助していくことを目的とする。
運営方針	利用者が要支援状態または要介護状態（以下、「要介護状態等」という）となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。 通所介護等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝日も含む）
営業時間	8:30 ～ 17:00

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 吉川 貴与
---------	-----------

職種	職務内容	人員数
生活相談員	相談援助業務、他	1名
介護職員	身体介護などの直接介護、他	2名以上
看護師	看護業務全般、他	1名
機能訓練指導員	集団または個別の機能訓練、他	1名

注）常勤・非常勤も含む

（2023年 5月1日現在）

3 通所介護等サービスの内容、利用料・その他の費用について

*別紙参照

4 その他の費用について

日常生活費として以下のものを徴収することがあります

昼食	実費費用として 780円
・ 外出行事の費用 ・ レクリエーションにおける費用 ・ その他諸費用	施設行事の一環としての外出行事の実費負担 レクリエーションの際に必要なと思われる費用負担 おむつ代などの費用

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

◎当月締め、翌月の精算払い。

支払い方法は以下の通りです。

- ア 金融機関口座からの自動振替（要事前口座開設）
後日、領収書をお送りします。（三井住友銀行 or ゆうちょ銀行）
- イ 指定口座への振り込み（口座振り込み利用の方は事前にお申し出下さい。）
振込口座；三井住友銀行 門真支店 普通 4048309
名義；社会福祉法人晋栄福祉会 理事長 濱田 和則
(シヤイフクホウジ ヌソエフクカイ リツ チョウ ハマダ 和 則)

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下、「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いませぬ。事業者は、サービス担当者会議等で利用者またはその家族の個人情報を活用する場合は予め同意を得て行うこととします。尚、要介護認定申請時にすでに同意を得ている場合はこの限りではありません。</p> <p>② 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁気記録を含む）については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延無く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</p>

7 虐待の防止について

事業者は、利用者またはその家族の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 倫理綱領、行動規範等を作成します。

- (2) 研修を通じて、従業者の人権意識の高揚や、知識の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援に当たった際の悩みや相談できる体制を整えるほか、従業者が利用またはその家族の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に提供する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所の加入する損害賠償保険の適用範囲内で、損害賠償を速やかに行います。

9 介護施設内での転倒、誤嚥事故について

- (1) 施設は転倒、誤嚥事故を未然に防ぐために、ご利用者の状態把握に努め可能な限り生活環境を整えます。また、施設からご家族に協力を依頼することもあります。
- (2) 施設は転倒、誤嚥事故が発生した場合には、適切な対応を行うとともに、速やかにご家族へ報告を行います。
- (3) 施設は転倒や誤嚥に関する予防策を実施しますが、事故は完全に予防することが出来ないことをご理解ください。

市町村 (保険者)	市町村名(保険者名)	神戸市
	担当部・課名	保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課
	電話番号	078-331-8181 (代表)
居宅介護 支援事業所	事業所名	
	所在地	
	担当介護支援専門員	
	電話番号	

なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン (引受幹事保険会社)
保険名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償 「しせつの損害保険」
保障の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務が対象。

10 通所介護等事業に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 デイサービスセンター 神戸垂水ちどり 担当者：吉川貴与 倉本久嗣	所在地：兵庫県神戸市垂水区高丸6丁目7-2 電話番号：078-786-3755 ファックス番号：078-708-5037 受付時間：8:30~17:30
【市町村の窓口】	神戸市保健福祉局 介護指導課 TEL：078-322-6326 (平日 8:45~12:00、13:00~17:30)
【介護サービス苦情相談窓口】	兵庫県国民健康保険団体連合会 TEL：078-332-5617 (平日 8:45~17:15)
【契約についてのご相談】	神戸市消費生活センター TEL：078-371-1221 (平日 8:45~17:30)

11 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が活性した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関	
	所在地及び電話番号	
	救急搬送先	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	